



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.5月 No.229
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入の事業所さまへ



◆ 昇給・夏期賞与がある場合はご連絡下さい。

社会保険の加入の方は全員、給与額に応じて等級が決まっております。等級により、社会保険料・将来の年金等に影響がありますので、昇給または降給がある場合・夏期賞与がある場合は必ずご連絡をください。

★各種助成金には受給する為に様々な要件があります。まずは早目に、担当にご相談下さい。事前に準備をしなければならない場合がありますのでお気を付け下さい!!

◆ 社会保険の算定期間中です。

社会保険料の等級が適正であるか、年に1度社会保険料の算定が行われます。これは、4・5・6月に支払われた給与を元に、一年間の社会保険料の等級を決定するもので、6月支払いの給与が確定されましたら、給与資料の提出を宜しくお願いいたします。残業手当や休日出勤手当の金額も含めた総支給額が必要です。また、出勤日数が必要な方（日給・時給計算の方）は出勤日数が確認出来る書類も宜しくお願い致します。

事務組合きずなの皆様へ

◆ 労働保険料の年度更新を行っています。

年度更新では、1年間の賃金総額に基づいて納付する保険料を算定いたします。全従業員（パート・アルバイト含む）の令和5年4月分～令和6年3月分給与額が必要です。まだ頂けていない事業所様は至急、FAX又はメールにて送信お願い致します。また、特別加入への追加加入、日額変更がありましたら併せてご連絡お願いします。

◀ 事業所役員の業務災害と労働保険の特別加入 ▶

事業所の役員は、業務上の傷病について健康保険からの給付はありません（一部例外あり）。公的保険を利用する場合には労災保険法の特別加入が必要になります。

労災保険特別加入制度とは、一定の要件を満たす中小事業主などが、労災の保険加入の承認を受ければ、労働者と同様に労災保険給付を受けることができる制度です。

ケガ・病気の原因	工作中	仕事以外	
		通勤	その他
労働者	労災保険	労災保険	健康保険
役員	自費診療	健康保険	健康保険

● 労働保険料の納入通知書・領収書について

労働保険料の計算が完了した事業所様から順次、納入通知書をお送りいたします。

第1回目（1期分）の納入期限は **6月28日** となっておりますので、ご協力宜しくお願い致します。

また、本年度より**事業所様の承諾があれば**、納入通知書及び領収書の受け渡しはメールでも可能となりました。メールでの受渡しをご希望の事業所様は担当までご連絡ください。

*労働保険個別加入の事業所様の年度更新資料（申告書）一式は**5月の下旬**に発送されるようです。届きましたら、賃金台帳等必要な書類を準備頂き、担当迄ご連絡お願い致します